

大津家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成27年9月24日（木）午前10時から午後零時まで

2 場所

大津家庭裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（家庭裁判所委員）五十音順・敬称略

井上 幸，川口泰司，鷗鷯真知子，西田眞基，福家紀明，向井 康，村木安雄，鷲野辰夫

（事務担当者）

野田裕子，松阪 茂，遠藤雅夫，難波秀行，植杉永美子，南條奈央子，太田幸枝，石井智世，白崎彰悟

4 議事

(1) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から，前回委員会で委員から出された意見を踏まえて，裁判所が行った取組等について説明した（前回のテーマ：裁判所へのアクセスについて）。

ア 裁判所ウェブサイトの見直しについて

イ QRコードを載せたポスターの作成について

ウ リーフレットへの問合せ窓口番号の記載及び配布方法の工夫について

エ 自治体の広報誌の活用について

オ 庁舎の総合案内板の作成について

(2) 意見交換

事務担当者から家庭裁判所が行っている面会交流の調停について説明し，家族面接室を見学した後，意見交換を行った。

発言要旨は，別紙のとおり

(3) 次回委員会の日程について

日程調整の上，平成28年1月から2月ころに開催することとした。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

【面会交流の制度概要・事件動向について】

■ 面会交流についての裁判所の説明をお聞きいただいた感想を伺いたい。併せて不明な点があれば、質問をしていただきたい。

○ 面会交流調停で合意に至る件数はどれくらいあるか、また合意後どのように対処しているか。

◇ 当庁では、本年度で概ね6割から7割は合意が成立しているように思う。

合意がされると、調停が成立し、調停調書が作成され、調停は終了する。その後、合意したとおりに面会交流が行われない場合は、履行勧告という制度が用意されている。改めて申出をしてもらう必要があるが、あくまでも勧告の域を出ない。

調停が合意に至らないで終わると、裁判官が結論を出す審判という手続に移る。審判の結果、面会交流しましょうという判断になる場合もあるし、事情を考慮して面会交流しないと判断する場合もある。審判では、通常、細かく面会交流の条件を定めるため、それが履行されない場合は強制執行という手続をとることができる。ただ、強制執行については、例えば零歳児などで親が面会させないと言っている場合にどう強制的に面会させるかというような限界はある。5、6歳くらい以上になると、親に対し、面会交流をしないと、例えば1万円を支払いなさいという負担をかけることで、面会交流を実施するようにさせる間接強制という方法になる。この場合でも、面会させずに金銭を支払いますとなると、面会交流は実現しない。

このように、調停成立や審判があっても、実際に面会交流が行われるかどうかは、決定機関である裁判所は直接介入できないことでもあり、難しいところがある。

なお、一回取り決めたことに不都合な点が生じた場合、どちらかの親からの申立てにより再調停することはできる。

△ どのようなものが審判の基礎資料となるのか、また審判に至るまでの期間はどのくらいか。

◇ 面会交流は子どもの利益のために行う。法律には、子の利益を最も優先して考慮しなさいと書かれているだけで、こういう場合には面会交流を認める、こういう場合には認めないということが明記されているわけではない。そこで、審判においては、子どもがどういう状態にあり、面会交流をするとどうなり、面会交流を認めないとどうなるのかということを考えることとなる。例えば、子どもは父母に仲良くしてほしいと思っているのに、父母は離婚する、しないを争っていて、なかなか子どもの利益に関心が向かないということがある。そうすると審判では、一方の親は会いたい、もう一方は会わせたくないと主張することになるが、裁判所は、それがどういう事情によるのかを見ること

となる。裁判所は、原則として、面会交流を禁止、制限する事由がなければ面会交流を認めるという考えである。そして、面会交流を認める場合は、実施する場合の態様をどうするか考える。当事者からの主張だけでなく、家裁調査官が調査を行うので、家裁調査官が父や母から話を聴いて、その話の内容も判断の資料となる。

期間については、調停でなかなか合意に至らないものは、調停成立までに1年以上かかるものもある。調停が不成立となって審判に移る場合、統計に基づく正確な数字ではないが、最終的に審判が終了するまで1年半くらいかかる印象である。

■ 家族面接室での試行的面会交流や、家裁調査官の調査、父親や母親との面接等の実務の状況についてはいかがか。

○ 親権を持っているのは、母親の方が多いのか。

◇ 別居をしても離婚するまでは共同親権であり、その場合は、父母のどちらかが子どもと一緒に暮らし、事実上の監護者となる。離婚した場合は、父母のどちらかが親権者となる。事実上の監護者も親権者も、かなり多くが母親であるという印象である。

○ 調停で合意すると調停調書が作成されるということだが、子どもの成長にしたがって、その内容を見直すことはあるのか。

◇ 調停では、一緒に暮らしている親が子どもを他方の親に会わせるという取り決めをすることとなる。そのため、その子どもが成長して、例えば大学生になると実情に合わなくなるということもある。ただ、そういう問題が裁判所に持ち込まれることはほとんどない。当事者間で適宜調整できることは調整して、柔軟に対応されているのだと思う。もちろん、取り決めが実情に合わなくなったとして、再調停を申立てすることはできる。

○ 面会交流をスタートさせて、その家族が最後はどうなっていくかということを考えると、行政機関との連携がどのようになっているか知りたい。また、実際に携わって感じる課題についても知りたい。

また、家族面接室は、見学をしてみて工夫が必要と感じた。テーブルは堅苦しい。年齢の高い子にとっては部屋全体が子どもっぽい。また、今や3歳の子どもでもスマートフォンを使って写真を見る時代であり、揃えてある玩具などはそういう面には対応できていないように思う。

▲ 家族面接室を利用して観察したり試行的面会交流を行ったりする対象は、小学校低学年くらいまでである。御指摘のとおり、置いてあるぬいぐるみに興味を示さずに、ゲームで遊ぶ子は多い。今の子どもに合わせて変えていければと思う。

○ 今置いてあるテーブルや玩具を全部外に出して保管しておき、ケースごとに、年齢などにあったものを置いてはどうかと思う。

■ ①子の利益に適う面会交流を実現するための調停の進め方などの工夫、改善、②面会交流について国民の皆様に理解を深めていただくための方策、この二点について、意見交換をお願いしたい。

まず、子の利益に適う面会交流の実現という観点から、親に、面会交流の目的や必要

性をどうやって理解してもらえばよいか、また、子どもの心情調査や意向確認にどのような工夫をしていけばよいかについて、御意見をお伺いしたい。

- 面会交流は子どもの利益のためにあるということを、もう少しはっきりと両親に伝えることが必要ではないか。「面会交流のしおり」には、面会交流は子どもの成長のためにあるという記載はあるものの、その他は、このようなことをしてはいけない、というような注意事項が記載してあるのみである。親としてどのようなことをした方がよいかなど、基本的なところをもう少し詳しくアナウンスをする方がよいのではないか。

裁判所でできるのかどうか分からないが、個別に説明すると個々の様々な思いがあると思うので、集団で面会交流について説明するような関わりを続けていく方がいいような気もする。両親だけではなく、祖父母やその他の支援者の方などにも来ていただくという形もあってよいのではないか。そういうふうにして、もっと、一般の方に面会交流についての理解を深めていただく必要があるのではないかと思う。

- 実情として、社会の中で面会交流がどのくらい知られているのかについて、各委員の感覚はいかがか。

- 面会交流の調停というのは、小学校の3年生、4年生くらいに当てはまるイメージで、中学生のイメージは湧かない。日頃、離婚した母親から、母親が拒否しているのに、父親が中学生の子どもに勝手に会うので、「父親に対して、子どもに会わないように言ってください。」といった相談をされることも多いが、今の時代、小学生であってもメールで連絡が取り合えるので、ある程度大きくなった子どもが親と会うことを止めようがない。幼い子どもに対しては非常に大事なことなので、子どもの利益のためにどうするかということが重要であるが、中高生であればもう大人なので、子ども自身の判断が大きなウエイトを占めると思う。したがって、中学生以上は、調停で人を介して面会交流に持っていくということが、少し現実離れしているのかなとも思う。

- 子どもの年齢層と面会交流の実務との関連について、家裁調査官から、調査の方法、配慮等について紹介をしていただきたい。

- ▲ 委員のおっしゃるとおり、両親の協力がないと面会交流が実現できない年齢では、面会交流という制度は非常に重要であると思う。また、中高生であっても、確かに自分の意志で親に会いに行くことができ、経済的な面でも自由に交流することが可能ではあるが、自分を育ててくれている親は良く思っていないだろうということで隠れて連絡を取る場合と、それを良いものとして、例えば、高校入学が決まったことを父親に報告してきなさい、というように母親に言われて父親に会うというような場合とでは、子どもにとっての影響が格段に違ってくると思う。そこで、裁判所では、年齢が高い子どもの面会交流についても、両親の間でどのように考えているかということを中心にしておき、親に対し、そういった働きかけをする意味はあるのではないかと考えている。

子の心情を把握する調査の方法については、子どもによって変わってくる。年齢の高い子どもの場合、例えば「私は忙しいから、半年に1回くらいしか会えない。」と子ども

が語った言葉を、子どもの意志ととらえて、それを踏まえた面会が行われるよう働きかける必要がある。これに対し、例えば、小学校に上がる前の児童が母親と暮らしている場合で、「お父さんに会いたくない。」と言ったとしても、それを子どもの意志であるとしてとらえて面会交流をさせないというのでは、大事なところが抜けることになると思う。子どもによっては、一緒に暮らしている親の顔を見て、自分の言いたいことが言えない子もいる。したがって、子どもの年齢など色々な条件を考慮して、尋ね方を変えるなど、情報の取り方を工夫している。

一緒に住んでいない親が、自分のことに關心を持って、自分の成長を期待して見守ってくれていると思えるのか、自分のことに無関心で暮らしていると思うのかによって、子どもの成長の度合いに差が出てくると思う。そのため、よほどのことがない限り、面会交流は子どもの成長のためになるので行ってください、という形で働きかけることとなる。

- 子の福祉にとって非常に重要な面会交流という制度を、さらに国民の皆様にご存知いただき、「子どものための面会交流」という考え方をもっと広めていくために、裁判所がどのような工夫をしていけばよいかについて意見を伺いたい。
- 今、どのような広報をされているかお聞きしたい。
- ▲ 「面会交流のしおり」というリーフレットを、夫婦関係調整や面会交流の調停で訪れた当事者に配布している。また、先ほどの説明で使用したDVDは、裁判所ウェブサイトの動画配信のコーナーで御覧いただくことができる。
- 役所が協力して、離婚の際に手続等について説明するとか、地域に一番密着されている民生委員に対する研修会を、裁判所から出向いて行うことなどをされてはどうか。
- 民生委員は、特に、離婚をされた家庭から相談されることが多いので、そういった方にこの制度を知ってもらふ必要はあると思う。誰にでも知ってもらふというのはなかなか難しいので、そういった関係する方に対し、研修などの際に冊子を持って行かれるなどされてはどうか。
- 子どもの意思を尊重することが必ずしも子どもの利益につながるわけではないので、子どもの利益を最優先に考慮しながらというのは、ものすごく難しいことであると思う。何が子どもの利益になるのか、という面で話し合いも難しいであろうと感じる。

個人的には、離婚しても子どもは父にも母にも普通に接するが、元夫婦である父と母の気持ちがネックになるということが多いのだと思う。それさえなければ、本来は子が親に会うために調停調書などいらないのだらうと思う。